

資料1	令和7年2月20日 第32期青少年問題協議会 第11回専門委員会
-----	--

豊島区子ども・若者総合計画

令和 7～11 年度

(2025～2029 年度)

(案)

掲載内容は、今後変更となる可能性があります。

目次

第1章

計画の 基本的な考え方 (P.01~)

① 計画策定の背景・目的	2
② 計画の位置付け・他の計画との関連	3
③ 計画期間	4
④ 計画の対象	5

第2章

子ども・若者と 家庭を取り巻く 状況 (P.07~)

① 国・東京都・豊島区の動向	7
(1) 国の動向	8
(2) 東京都の動向	9
(3) 豊島区の動向	9
② 豊島区の状況	13
(1) 豊島区の現況	13
(2) 子ども・若者や保護者の意識・意向<アンケート調査の結果>	32
(3) 子ども・若者の意識・意向<ヒアリング調査の結果>	56

第3章

施策の方向 (P.59~)

① 計画の基本理念	61
② 基本的な考え方	62
③ 施策の体系	64
④ 取組の方向性と施策	67
自指す姿I 子どもの権利が保障され子どもが自分らしく成長できるまち	67
自指す姿II 妊娠期の方や子育て家庭が 安心して 子育てできるまち	83
自指す姿III 子どもが 主体的に学び 育つことができるまち	94
自指す姿IV 若者が 社会とつながり合い 自分らしく成長できるまち	106
自指す姿V	112
自指す姿VI 区民・地域・企業等が子ども・若者・家庭を支えともに成長できるまち	126

第4章

第三期 子ども・子育て 支援事業計画 (P.139~)

① 第三期子ども・子育て支援事業計画について	140
② 教育・保育施設の状況	141
③ 子ども・子育て支援事業計画の体系	145
④ 教育・保育の提供区域の設定	147
⑤ 児童人口の推移見込み	148
⑥ 量の見込みと提供体制の確保方策	149
(1) 教育・保育	149
(2) 地域子ども・子育て支援	154
⑦ 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保内容	171
⑧ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保内容	171
⑨ 特別な配慮が必要な児童への支援	172

第5章

計画の 推進に向けて (P.111~)

① 「豊島区子ども・若者アクションステップ」に基づく計画の推進	174
② 子ども・若者等の意見の反映	174
③ 計画の推進	175
④ 計画の広報	176
⑤ 地域ネットワークの構築、関係機関との連携強化	176

第6章

資料編 (P.177~)

① 関係会議委員名簿と審議経過	178
② 計画策定へ向けた子ども・若者の意見反映の取組	186
③ 主な子ども・若者関連施設の位置図	190
④ 計画の進捗を測る指標一覧	196
⑤ 語句解説	200
⑥ 関連法令	203

(別冊)

社会的養育推進計画



コラム一覧

① 子どもの権利って何だろう	69
② 子どもスキップ・中高生センターでの利用者会議	72
③ 「子どもレター」・「としま子ども会議」	72
④ 中高生センタージャンプ	75
⑤ 区立スポーツ施設の一般開放・個人利用の料金無料化	77
⑥ としま地域未来塾	77
⑦ 子どもの権利擁護委員・子どもの権利相談員	81
⑧ としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)	81
⑨ ゆりかご・としま事業～妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない支援～	86
⑩ 子育て世帯見守り訪問事業「子育てエール」	89
⑪ こども家庭センター	91
⑫ マイほいくえん事業	99
⑬ 子どもの主体的事業	102
⑭ 子どもと大人がともにつくる事業	102
⑮ 自殺・うつ病の予防対策	108
⑯ すずらん・スマイルプロジェクト	111
⑰ 若者の居場所創出事業	111
⑱ ヤングケアラー	113
⑲ 豊島区児童相談所	114
⑳ 行こう！話そう！体験しよう！就労ワークショップ	118
㉑ 日本語指導教室	119
㉒ 子ども若者総合相談アシスとしま	125
㉓ としま子ども・若者応援プロジェクト	129
㉔ 公園等防犯カメラ整備事業	134

第1章

計画の
基本的な考え方

[1] 計画策定の背景・目的

- 豊島区では、子どもたちが希望を持って今を生き、次世代を担っていくことを願い、平成18年に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました、また、平成27年3月には、条例の趣旨を踏まえた「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」を策定し、区民ニーズを反映した各種の子ども・子育て支援施策の充実に向けた取り組みを進めてきました。
- 平成29年3月には、「豊島区子どもプラン」では対象ではなく、サポート体制が不足していた18歳以上の若者まで支援対象を拡大し、様々な機関が連携して、それぞれの専門性を活かして支援を行う縦横のネットワークを構築しました。そして、年齢階層で途切れることのない継続的な支援を目指して、「豊島区子ども・若者計画」を策定しました。
- また、平成30年3月には、社会問題化していた子どもの貧困問題に対応するため、貧困対策を含む豊島区における子ども・若者の未来を応援する取り組みの方向性を示すものとして、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」をまとめました。
- そして、令和2年3月には、「豊島区子どもプラン(子ども・子育て支援事業計画を含む)」及び「豊島区子ども・若者計画」の2つの計画を統合し、「豊島区子ども・若者未来応援あり方検討会報告書」の方向性や、「子どもの権利推進計画」を含めた、「子ども・若者総合計画」を策定し、子ども・若者支援策を総合的に展開してきたところです。
- 一方、国では歯止めのかからない少子化の進行や人口減少、深刻化する児童虐待や不登校等の社会課題に対応するため、「こども家庭庁」を設置しました。また、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和5年4月1日に施行されました。
- また、平成29年4月に施行された改正児童福祉法により特別区においても児童相談所の設置が可能となりました。これを受け、豊島区においても令和5年2月、新たな子ども・子育ての相談拠点として児童相談所を開設しました。
- 今回、法令等や社会環境の変化、また、子ども・若者を中心とする計画対象への意見聴取を踏まえて、「子ども・若者総合計画」に、こども基本法に基づく区の子ども施策についての計画である「こども計画」や区としての社会的養育のあり方を整理した「社会的養育推進計画」を特定課題に対応した計画として盛り込み、子ども・若者に関する総合計画を改定しました。

[2] 計画の位置付け・他の計画との関連

1 関係法令との関係

- 本計画は、こども基本法第10条に基づく「こども計画」、子ども・子育て支援法第61条に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、児童福祉法及び都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づく「社会的養育推進計画」、子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、豊島区子どもの権利に関する条例第30条に基づく「子どもの権利推進計画」として策定しました。

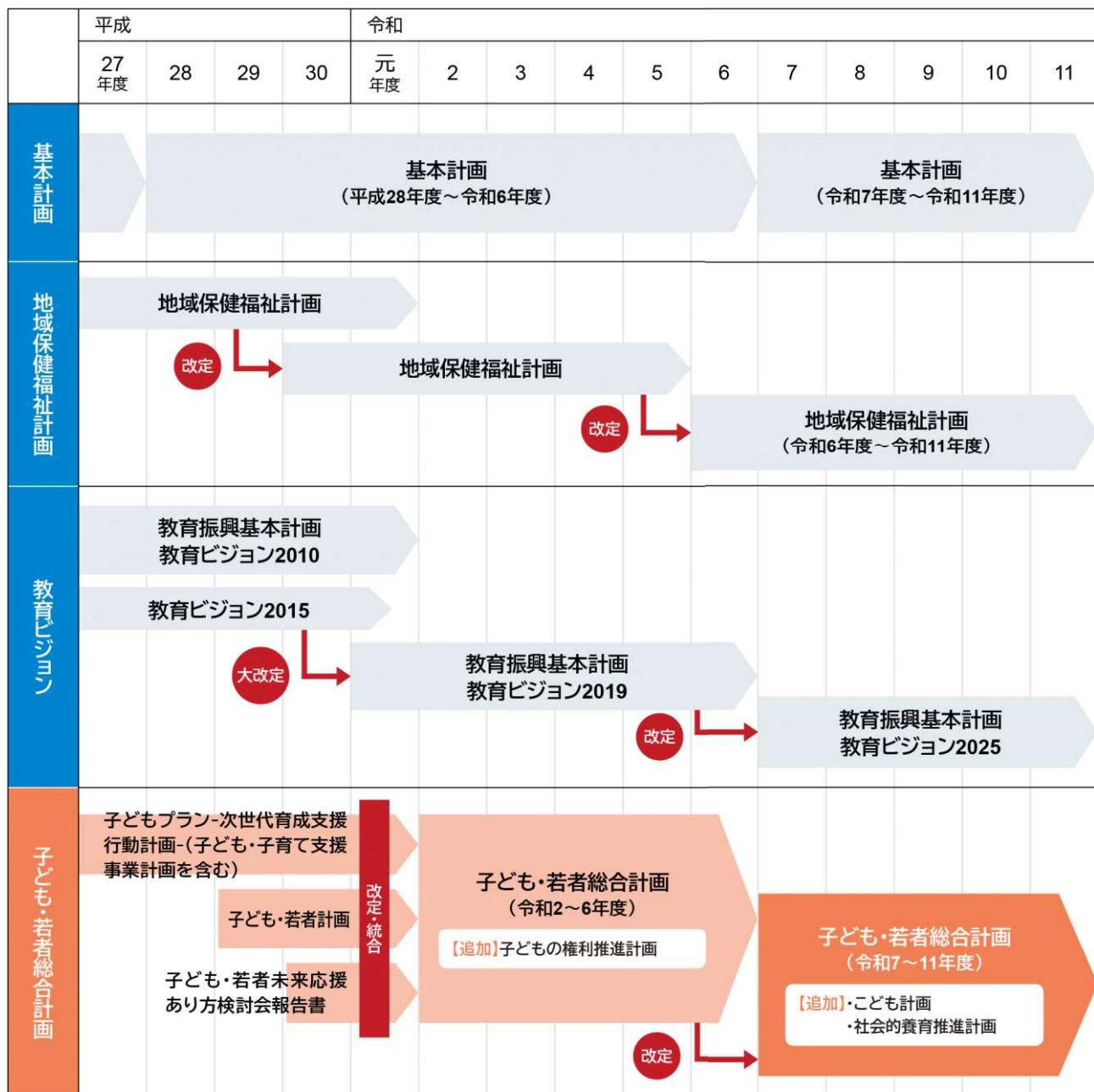
2 区の関連計画との関係

- 本計画は、豊島区基本構想・豊島区基本計画の子ども・若者分野の計画として位置付けます。
- また、社会福祉法の規定に基づいて策定される「豊島区地域保健福祉計画」の子ども福祉分野の計画として位置付けます。



[3] 計画期間

- 子ども・若者総合計画の計画期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間です。



[4] 計画の対象

- 本計画は、子ども・若者や妊娠期の方、子育て家庭を対象とします。計画の対象となる子どもは、18歳未満の者及び、18歳以上20歳未満で学校や子どもに関する施設に在籍している者とし、若者は、18歳以上20歳未満で子どもでない者及び、20歳以上からおおむね30歳未満までの者とします。なお、年齢により必要な支援が途切れてしまうことがないよう、一部施策においては対象の年齢を広げて計画を進めていくこととします。

参考：関係法令・大綱等における計画対象の年齢区分

条約

条約の名称	呼称	区分
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満のすべての者

法律・大綱

法律・大綱の名称	呼称	区分
民法	未成年者	18歳未満の者
刑法	刑事责任年齢	満14歳
少年法	少年	20歳に満たない者
児童福祉法	児童	満18歳に満たない者
	乳児	満1歳に満たない者
	幼児	満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から、満18歳に達するまでの者
母子保健法	妊産婦	妊娠中又は出産後一年以内の女子
	保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者
児童手当法	乳児	1歳に満たない者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	妊産婦	妊娠中又は出産後一年以内の女子
	保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、乳児又は幼児を現に監護する者
こども基本法	こども	心身の発達の過程にある者
こども大綱	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
	学童期	小学生年代
	若者	思春期 中学生から概ね18歳まで
		青年期 おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者

条例

条例の名称	呼称	区分
豊島区子どもの権利に関する条例	子ども	18歳未満の者、18歳以上20歳未満で、学校や子どもに関する施設に在籍している者
	保護者	親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者

第2章

子ども・若者と
家庭を取り巻く状況

[1] 国・東京都・豊島区の動向

1

国の動向

① 子ども基本法の施行、こども大綱の策定

- こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和5年4月に施行されました。
- 同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、全ての子どもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。
- 同法第11条では、地方公共団体は、こども施策を策定・実施・評価するに当たり、子どもや子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために必要な措置を講ずるものとする旨とし、地方公共団体にこども等の意見の反映が義務付けられました。
- また、同法に基づき令和5年12月にはこども大綱が閣議決定されました。これにより、これまで別々に作成・推進されてきた少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つの子どもに関する大綱が一つに束ねられ、こども施策の基本的な考え方と重要事項、推進するために必要な事項が定めされました。

② 児童福祉法等の改正

- 深刻な児童虐待事件が後を絶たないなど、児童虐待が大きな社会問題となり平成28年6月、児童福祉法が改正され、子どもを権利の主体として位置付けるとともに、児童虐待の発生予防から自立支援まで一連の対策の強化が図られました。これにより、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、相談指導等の必要な支援を行うための「子ども家庭総合支援拠点」の整備が努力義務とされました。
- 併せて、母子保健法の改正により母子保健に関する各種の相談に応じる等の事業を行う「子育て世代包括支援センター」の整備が努力義務とされました。
- 令和元年6月には、子どもへの体罰の禁止、児童相談所における機能強化などが盛り込まれ、改正児童虐待防止法及び改正児童福祉法が成立し、令和2年4月から施行されました。
- 令和4年には、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等を踏まえ、児童福祉法及び母子保健法の改正により市区町村にこども家庭センターの設置が努力義務化される等、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う法改正がなされ、令和6年4月に施行されました。

③ 子ども・子育て支援法等の改正

- 急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月には「子ども未来戦略」が閣議決定されました。これにより、政策を抜本的に強化するため3つの基本理念もとに、保育施策について量の拡大から質の向上へ政策の重点を移す方針が示され、また、児童手当の抜本的拡充や出産等の経済的負担の軽減等、令和6年度からの3年間で集中的に取り組む具体的な施策をまとめた「加速化プラン」が盛り込まれました。
- 令和6年6月、加速化プランの施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全ての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるための子ども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるための子ども・子育て支援金制度を創設するために、子ども・子育て支援法等の一部改正についてが公布されました。

2 東京都の動向

① 東京都こども基本条例の施行

- 東京都は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、多岐にわたる子ども政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を定め、令和3年4月1日に施行されました。

② 「都道府県こども計画」への都の対応

- こども基本法第10条では、都道府県こども計画と市町村こども計画の策定が努力義務とされました。
- 東京都では、「子ども・子育て支援法」「次世代育成支援対策推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づく、子ども・子育て支援の総合計画である『東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)』と、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく『東京都子供・若者計画(第2期)』の2つの法定計画、及び、子供目線で捉え直した政策の「現在地」と、子供との対話を通じた「継続的なバージョンアップの指針」である『子ども未来アクション』、東京都の少子化対策を総合的に推進するためのアクションプランである『東京都の少子化対策』の2つを併せた4つの計画により「こども大綱」の政策目的と軌を一にして、子供政策・少子化対策を推進することで、「都道府県こども計画」への都の対応としています。

3 豊島区の動向

① 豊島区子どもの権利に関する条例

- 豊島区では、こども基本法(令和4年法律第77号)の制定に先立ち、平成13年に豊島区青少年問題協議会が、青少年の参加・参画を推進する最重要課題として「子どもの権利擁護の仕組みづくり」を答申し、平成15年には権利の主体としての青少年の成長を支援する方策として、「子どもの権利条例の制定」が最重要課題と答申したことを踏まえて、平成18年3月に「豊島区子どもの権利に関する条例」を制定しました。

- 平成18年4月から条例を順次施行し、児童虐待相談件数の増加を背景に平成22年1月には子どもの権利侵害からの救済・回復を支援するための機関として「子どもの権利擁護委員」を設置しました。
- 平成28年の児童福祉法改正において、児童が権利の主体であることが同法の理念等として明確化されました。このことを踏まえ、子どもの権利保障に向けた施策を推進するために、平成30年1月に「子どもの権利委員会」を設置し、令和2年3月には「子どもの権利推進計画」を策定しました。子どもの権利委員会では、区の取り組みについて、子どもの権利保障の観点から実施状況を調査・審議し、制度改善等につながるよう評価・検証を行っています。
- 令和2年に第1回目となる「としま子ども会議」を開催しました。子どもから区の施策に関する意見を聴き、提案された意見を施策に反映するよう努めることで、子どもの意見反映及び社会参画のさらなる充実を図っています。

② 「こどもまんなか応援サポーター」宣言

- 「こどもまんなか宣言」は、子どもたちが健やかで幸せに成長できるような「こどもまんなか社会」の実現に向け、社会全体で取り組むことに賛同し、応援してくれる個人、企業、団体のことで、こども家庭庁が進める事業です。
- 個人や地方公共団体、企業が「こどもまんなか応援サポーター」として自ら行動に取り組むことを目指しています。
- 豊島区においても、令和5年8月に「こどもまんなか社会」の趣旨に共感・賛同し、「こどもまんなか応援サポーター」として、子どもにやさしいまちに向けた取組を進めることを宣言しています。



③ としま子どもの権利相談室(愛称:ふくろう相談室)の開設

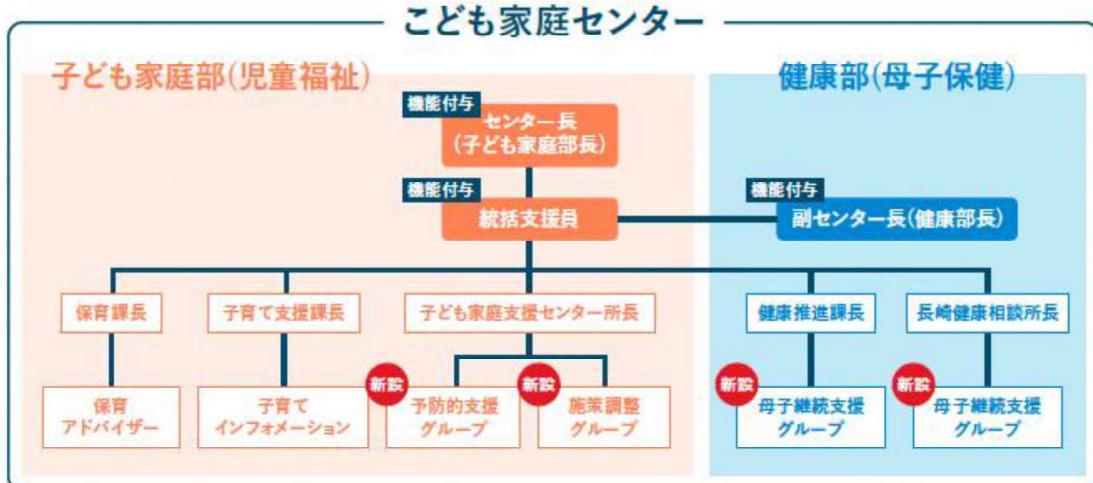
- 令和4年3月に、子どもの権利委員会から「豊島区における子どもの擁護に関する施策」について答申され、「子どもたちからの権利侵害に関する相談体制を充実させること」、「権利侵害を受けた子どもを子どもの権利擁護委員をつなぐための機能として相談員を配置すること」等の提言がなされました。
- 令和5年9月、子どもの権利委員会からの答申を受け、子どもの権利侵害に関する相談に応じるための窓口として「としま子どもの権利相談室」を設置しました。としま子どもの権利相談室は、権利侵害に係る子どもからの相談を、第三者機関となる子どもの権利擁護委員につなぎ、迅速かつ適切に救済を図ります。
- 「としま子どもの権利相談室」は、悩みや困難を抱えた子どもたちの早期発見及び未然防止のための独自の取り組みとして、区内の子どもに関わる施設へ訪問しながら子どもたちの相談を受け付けるアウトリーチ型の相談支援を今後も展開していきます。

④ 児童相談所の開設に伴う、新たな児童虐待相談体制の構築

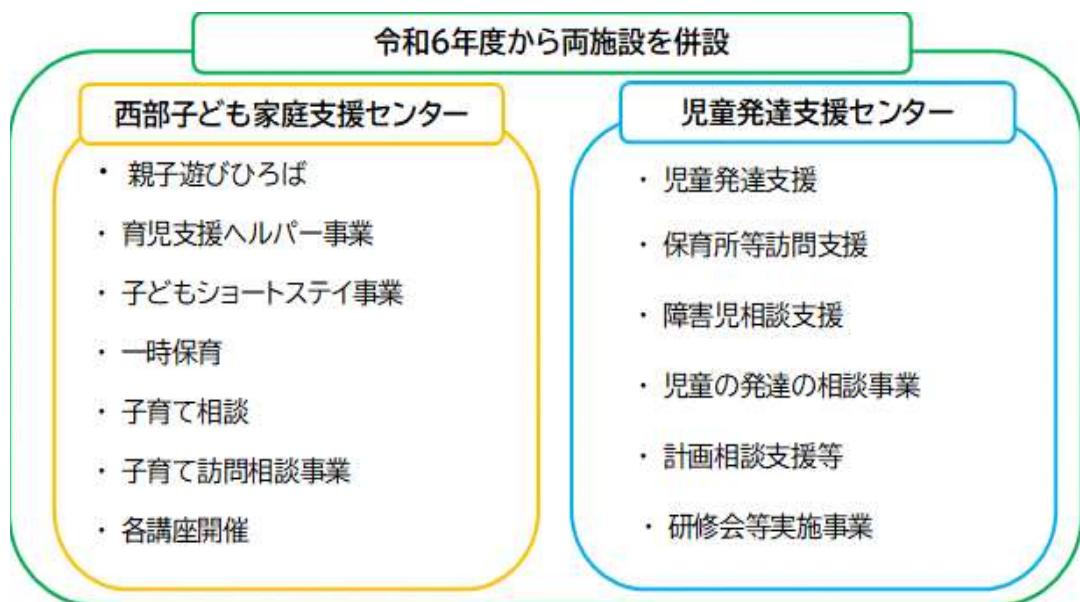
- 近年、子育て環境の問題が複雑化していることから、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、虐待等の相談対応件数も年々増加傾向にあります。このようななか、児童相談行政に対してよりきめ細やかな対応を図るため、令和5年2月に児童相談所を設置しました。
 - 豊島区は複雑化・多様化する児童虐待相談に迅速かつ適切に対応するため、「児童相談所」「子ども家庭支援センター」「長崎健康相談所・池袋保健所」による三機関連携のしくみを構築し、庁内の関係機関と連携した児童虐待対応を行っています。
 - また、豊島区が「児童相談所設置市」に指定されたことにより、児童福祉審議会に関する事務や、児童福祉施設等の認可権限など、16の設置市事務について東京都から移管されました。

⑤ 子ども家庭総合支援拠点から「こども家庭センター」へ

- 児童福祉法の改正により、児童福祉と母子保健の一体的支援を更に強化することを目的とし、区市町村は、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として「こども家庭センター」の設置に努めることとされました。
 - 豊島区では、令和4年に区の児童福祉部門と母子保健部門の組織を見直し、これまであった妊産婦、子育て世帯及び子どもへのサポート機関であった子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センター等、関係組織機能の一体化を図ることで相談支援を進めています。
 - 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援を実現することを目的に、令和6年4月からは、関係課にこども家庭センター機能を付与し、合同会議を開催するなど連携を強化しています。
 - 豊島区こども家庭センターは、センター長に子ども家庭部長、副センター長に健康部長、統括支援員に子ども家庭支援センター所長を充て、児童福祉と母子保健の更なる一体的運営を目指して取り組んでいきます。



- 西部子ども家庭支援センターは、これまで児童発達支援事業所として集団や個別の通所による療育を行い、発達に不安のある子どもたちの日常生活における基本動作の獲得や集団適応訓練などの支援を実施してきました。
- 児童発達支援センターを開設したことにより、医務室、静養室、調理室を設け、今後は専門的な支援として作業療法、言語指導、理学療法、音楽療法に加え、栄養指導を追加し実施しています。
- 児童発達支援センターと西部子ども家庭支援センターを併設することで相談のハードルを下げるとともに、保護者からの依頼に基づく保育所等訪問支援や障害児を預かる施設への助言などの役割を担い、地域の中核的な機関として、高度な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、併せて障害児やその家族、その関係者に対し総合的に対応できるよう支援体制を強化しています。



[2] 豊島区の状況

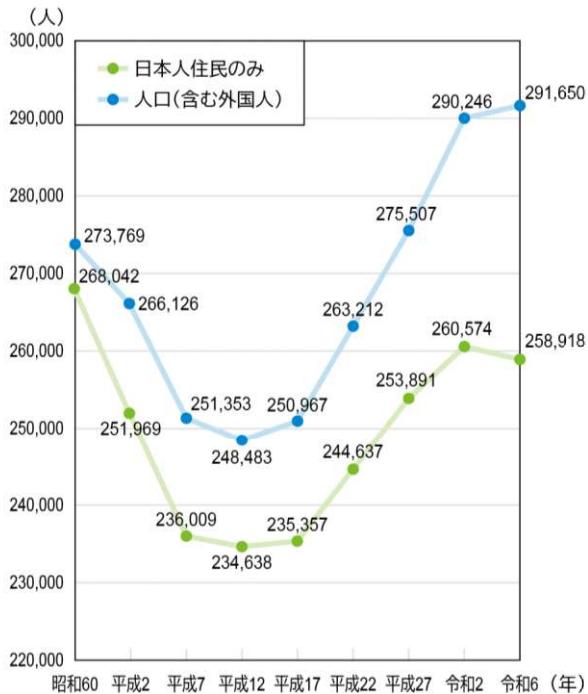
1 豊島区の現況

① 人口と世帯

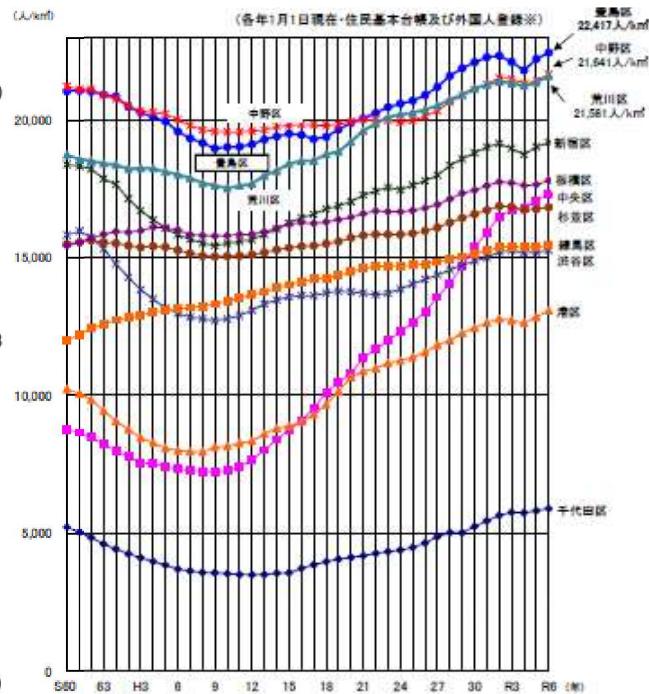
① 人口と人口密度

- 豊島区の人口は、令和6年1月現在291,650人(うち外国人人口32,732人)となっています。平成27年には昭和60年の人口を30年ぶりに上回り、その後は新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年及び4年は減少傾向にありましたが、令和5年度以降は回復傾向となっています。
- また、区の人口密度は、令和6年1月現在1平方キロメートルあたり22,417人であり、特別区の中で人口密度が最も高い都市となっています。

豊島区の人口の推移



各区の人口密度の推移

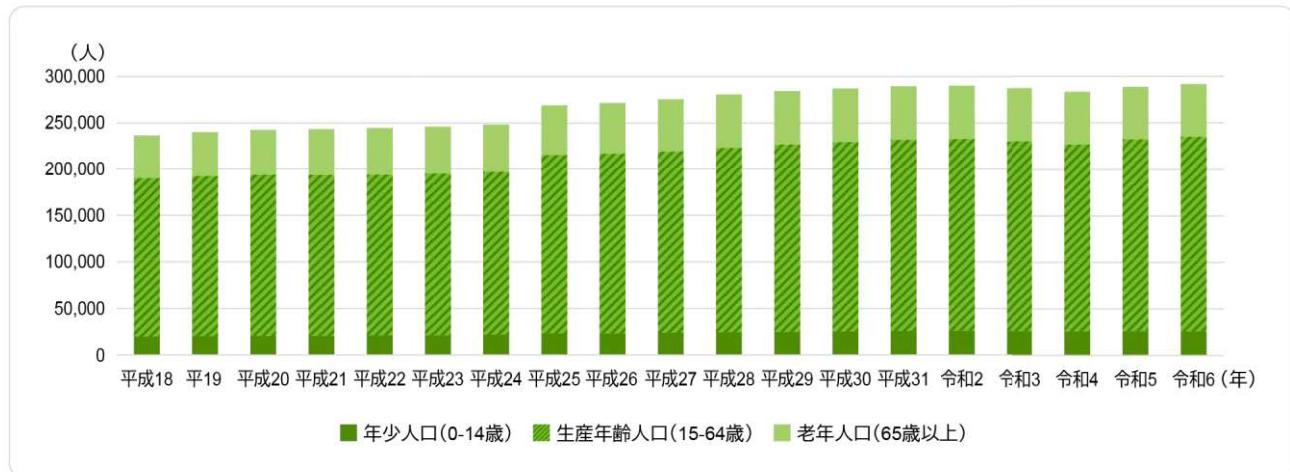


出典:【人口】東京都の統計
【面積】特別区の統計

② 年少人口と少子高齢化

- 15歳未満の年少人口は、令和6年1月現在26,095人となっています。平成18年まで減少を続けてきましたが、その後は人口の増加に伴い増加傾向になっています。

豊島区の年齢(3区分)別人口推移



年次	H18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年
老人人口 (65歳以上)	46,874	48,103	49,125	50,209	50,952	51,161	51,469	53,401	54,696	56,214
生産年齢人口 (15-64歳)	170,037	171,932	172,890	172,620	172,762	173,616	175,094	192,653	193,565	195,420
年少人口 (0-14歳)	19,746	20,240	20,542	20,633	20,923	21,252	21,736	22,905	23,382	23,873
計	236,657	240,275	242,557	243,462	244,637	246,029	248,299	268,959	271,643	275,507

	28年	29年	30年	31年	R2年	3年	4年	5年	6年
	57,162	57,464	57,598	57,510	57,435	57,293	56,914	56,657	56,608
	199,183	201,988	204,284	206,216	206,609	203,760	200,408	205,728	208,947
	24,294	24,855	25,229	25,782	26,202	26,247	26,020	26,319	26,095
	280,639	284,307	287,111	289,508	290,246	287,300	283,342	288,704	291,650

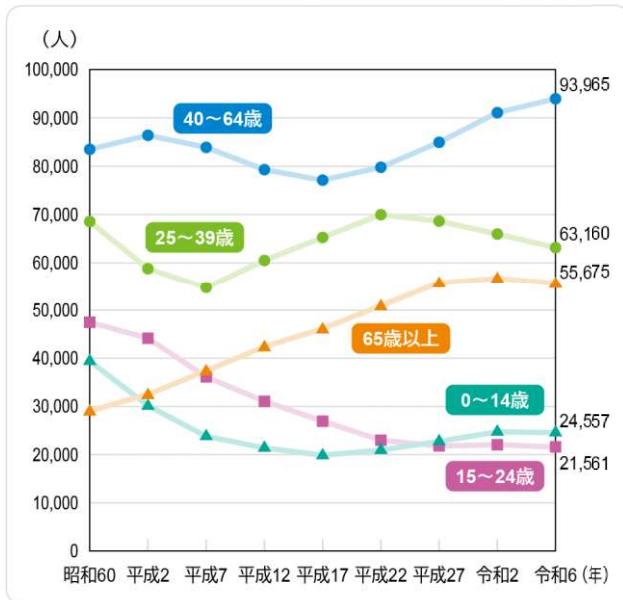
出典:住民基本台帳各年1月1日

※住民基本台帳法の改正により、平成25年以降住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。

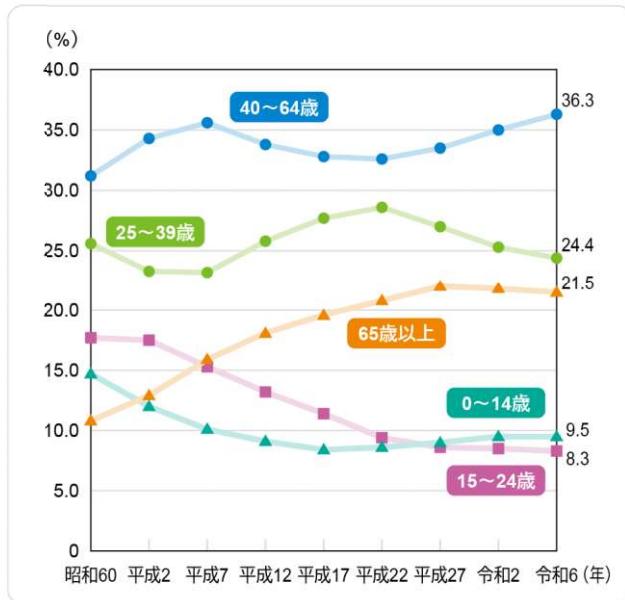
- 平成26年に15～24歳の年齢層の割合が最も低くなりましたが、その傾向は令和6年においても続いており、8.3%となっています。65歳以上の高齢者の割合は、令和6年では前年と同様に21.5%となりました。

豊島区の年齢構成別人口の推移

人口の推移(日本人のみ)



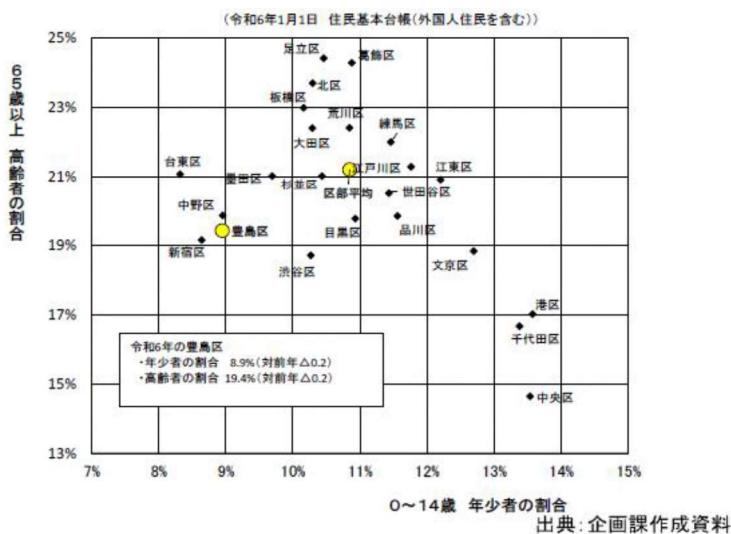
構成比の推移



出典:住民基本台帳(日本人住民のみ):各年1月1日

- また、23区の中で、少子高齢化の状況を比較すると、高齢者の割合は19.4%で、7番目に低い値となっています。年少者の割合は8.9%と、台東区、新宿区、中野区に次いで4番目に低い状況です。

高齢者と年少者の割合の比較

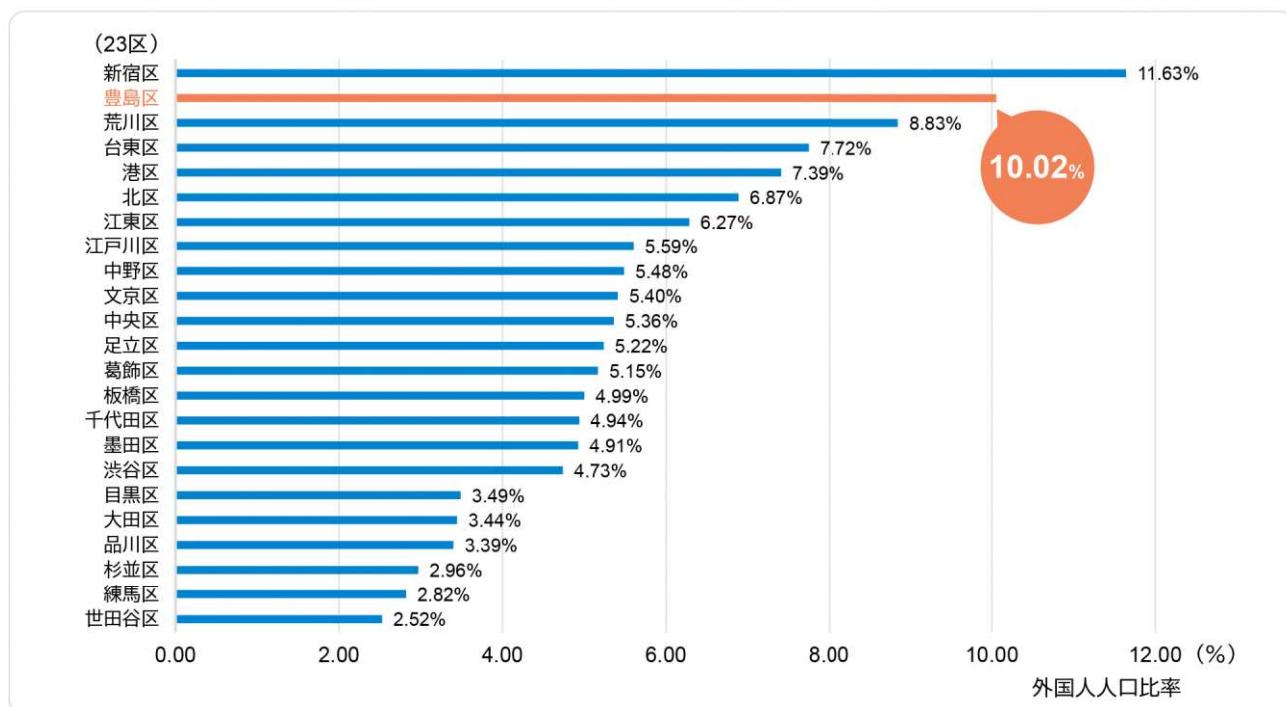


3 外国人口

ア 外国人住民の割合

● 東京都23区の中で比較すると、豊島区の外国人住民割合は、新宿区に次いで2番目に多くなっています。

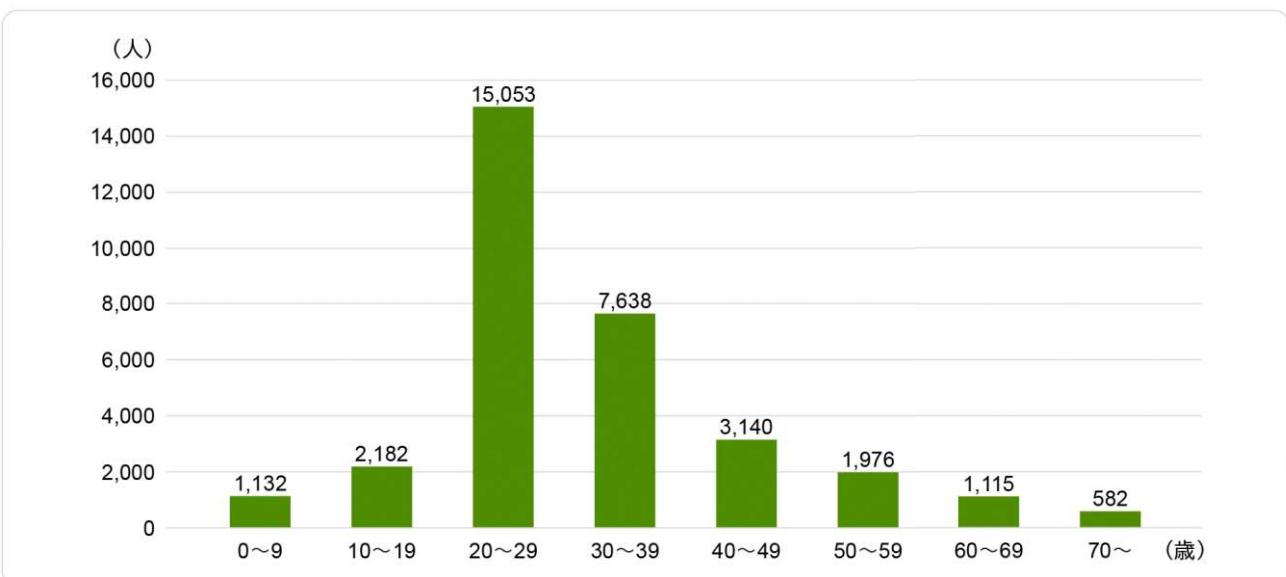
全年齢外国人住民比率(23区比較)



出典:令和5年1月1日 住民基本台帳

イ 年代別外国人住民数

● 10歳ごとに住民数をみると、20～29歳が最も多くなっています。

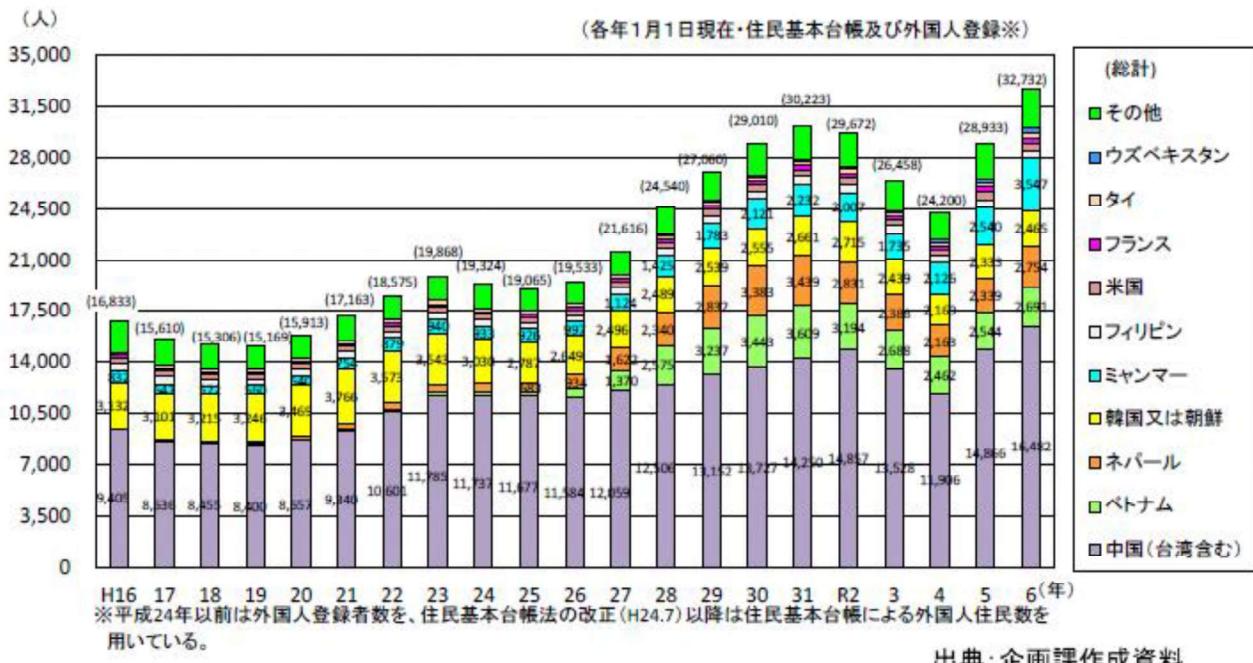


出典:令和6年1月1日 住民基本台帳

ウ 国籍別住民の割合

- 外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の拡大により令和3年及び4年は減少傾向にありましたが、令和5年以降増加しています。国籍別に住民数割合をみると、中国国籍の住民が最も多く、区内外外国人住民数の約半数を占めています。

国籍別外国人住民数の推移



出典：企画課作成資料

エ 保育園、区立幼稚園・小中学校の外国籍児童生徒

- 保育園、公立小中学校・幼稚園の全てにおいて中国国籍が最も多くなっています。

豊島区内の保育園及び区立小中学校・幼稚園の
外国籍児童生徒の状況(国籍別)

	国籍別人数(人)							合計(人)	在籍者総数(人)	在籍数に占める 外国籍の割合
	中国	ネパール	ベトナム	ミャンマー	韓国	台湾	その他			
保育園 (区立、私立、地域型) 令和6年4月1日現在 区立幼稚園 令和6年5月1日現在	125	108	80	64	13	5	40	435	6,168	7.05%
区立小学校、中学校 令和6年5月1日現在	283	61	22	44	25	12	47	494	12,056	4.10%

出典：保育課、庶務課、学務課作成資料

4 出生数と合計特殊出生率

●減少を続けてきた出生数は、平成7年以降、1,400～1,500人前後でほぼ横ばいで推移したのち、平成17年以降は増加傾向となるものの、平成30年には減少に転じ、令和4年度には1,854人となりました。

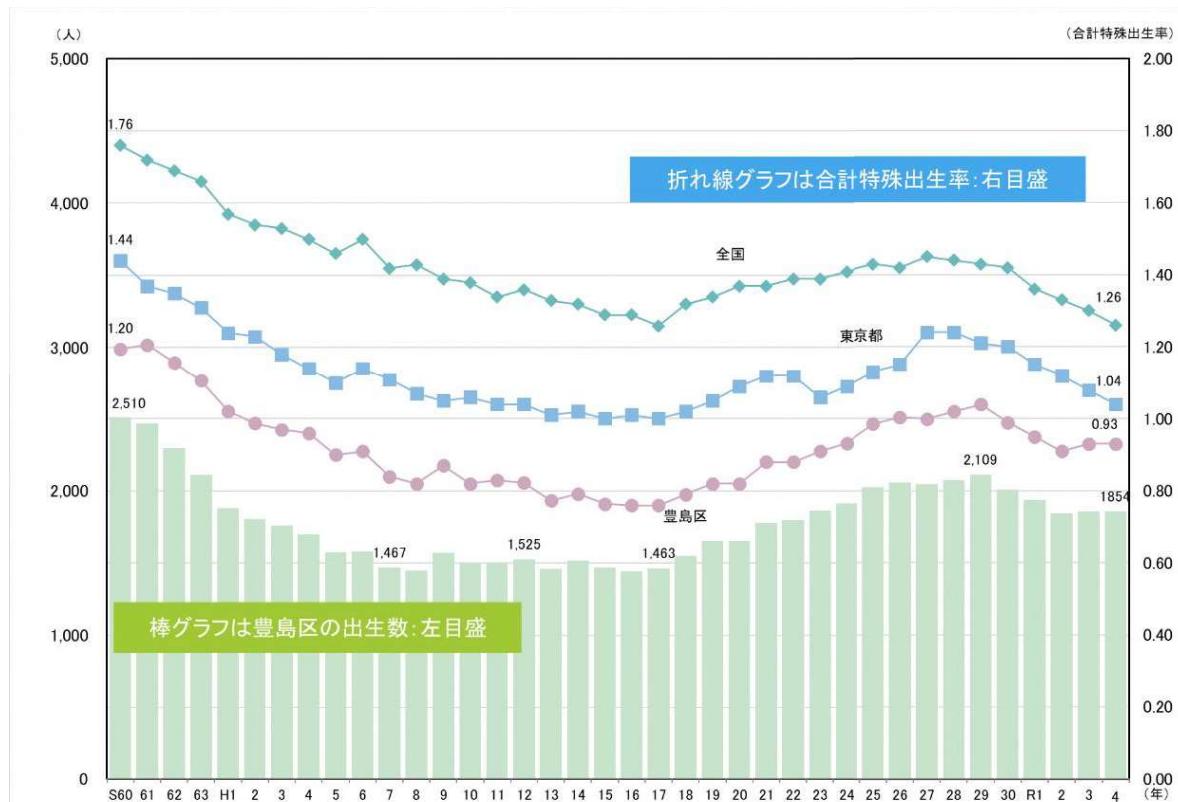
●また、合計特殊出生率についても、平成15年に0.76まで減少し、平成18年以降は増加に転じましたが、令和4年は0.93となり、23区の中で板橋区、中野区の次に低くなっています。

(※合計特殊出生率：その年次の出生率で子どもを産むと仮定した時の、一人の女性が一生のあいだに産む子どもの数)

23区 合計特殊出生率順位

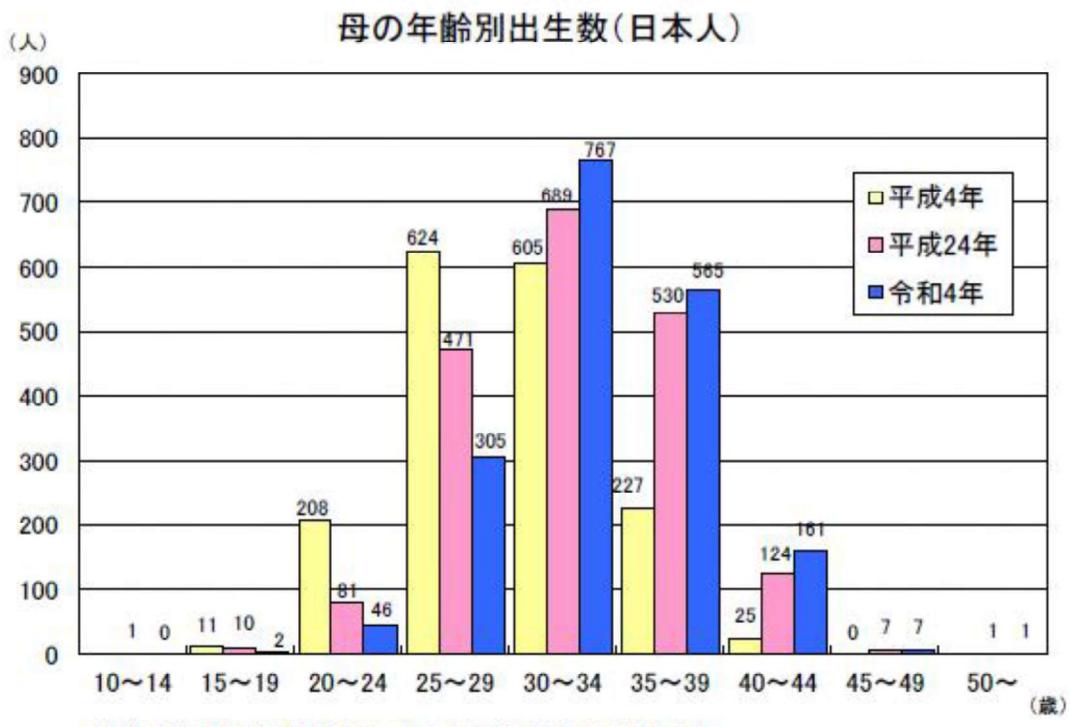
順位	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.31
2	港区	1.21
3	千代田区	1.18
4	荒川区	1.17
5	江戸川区	1.15
6	葛飾区	1.13
7	江東区	1.11
8	品川区	1.11
9	文京区	1.11
10	北区	1.06
11	足立区	1.06
12	大田区	1.04
13	練馬区	1.04
14	墨田区	1.00
15	目黒区	1.00
16	台東区	0.99
17	渋谷区	0.99
18	世田谷区	0.98
19	杉並区	0.95
20	新宿区	0.93
21	豊島区	0.93
22	板橋区	0.92
23	中野区	0.92

合計特殊出生率と出生数の推移



※合計特殊出生率の算出には日本人人口を用いている。

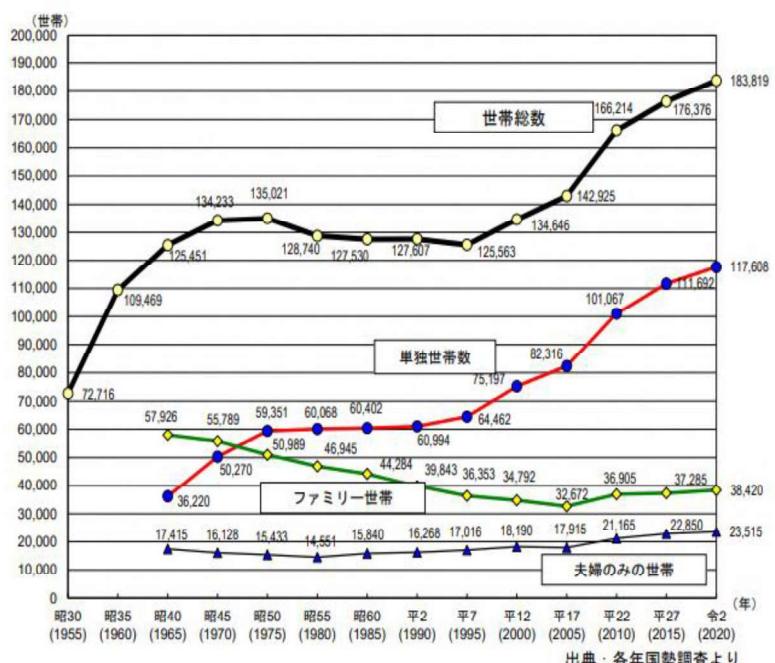
出典：厚生労働省「令和4年(2022)人口動態統計(確定数)の概況」、東京都福祉保健局「人口動態統計年報(確定数) 令和4年」



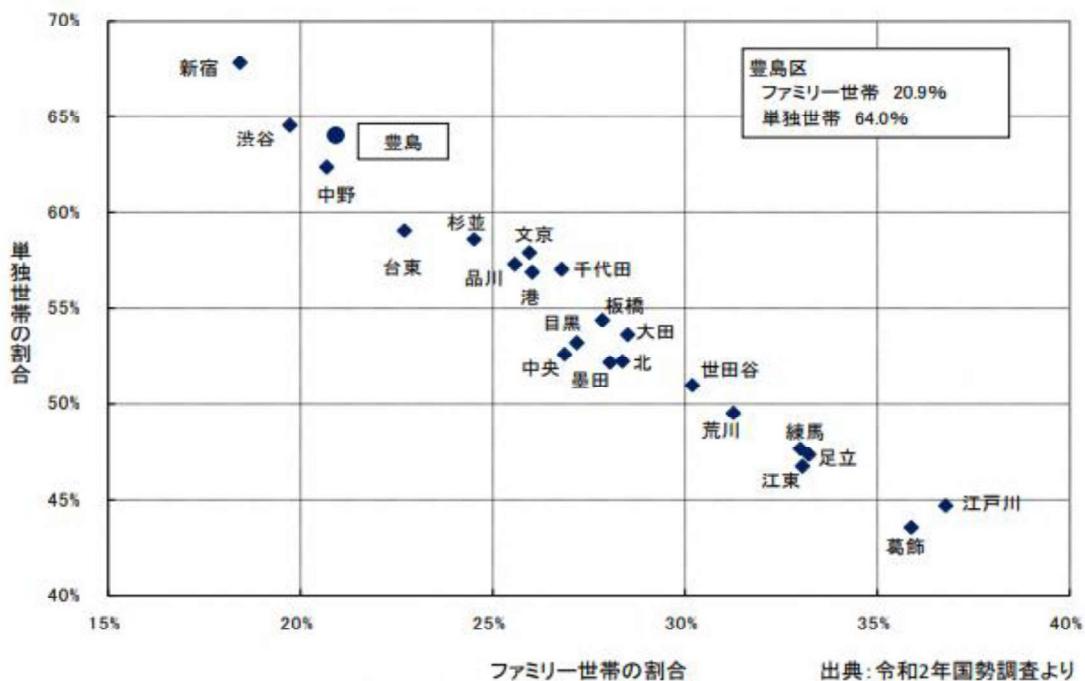
⑤ 世帯数と世帯類型

- 区の世帯数は、平成27年から令和2年までの間に約1万世帯増加し、183,819世帯となりました。
- 世帯類型別にみると、全ての世帯類型で増加しており、特に「単独世帯」の増加が著しく、全世帯に占める割合は、令和2年で約6割となっています。一方、「ファミリー世帯」の世帯数は増えているものの、割合は約2割となっています。
- 23区の中で比較すると、「単独世帯」の割合は新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

豊島区の世帯類型別世帯数推移

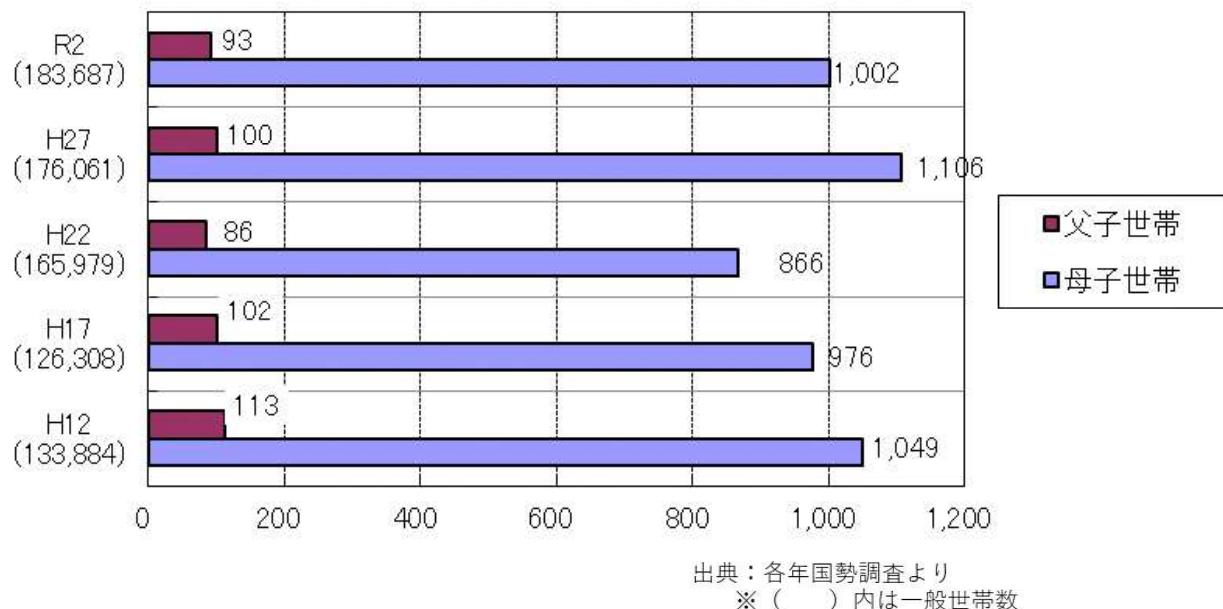


単独世帯とファミリー世帯の割合



6 ひとり親世帯の推移

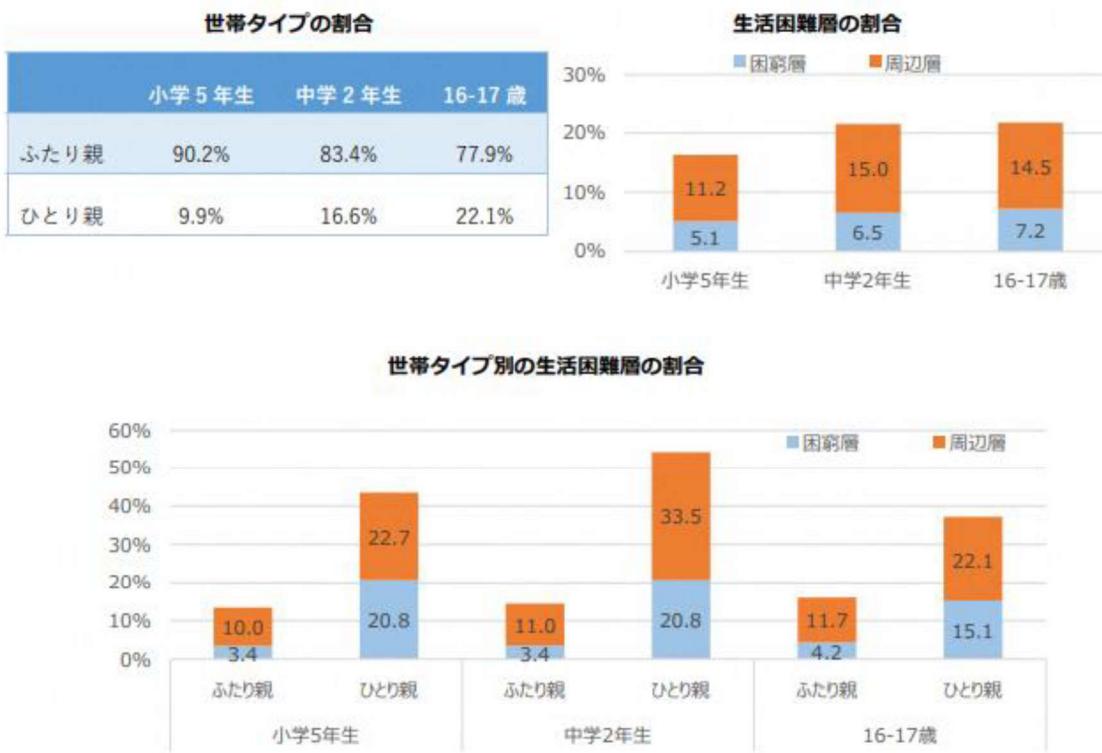
- ひとり親世帯の数は、平成27年度の国勢調査で一時的に増加となりましたが、その後減少しています。母子世帯の割合が高く、母子世帯数は、父子世帯数の約8～11倍となっています。



② 子どもの貧困関係

① 豊島区の生活困難層の状況

- 東京都立大学が令和4年度に実施した「子どもの生活実態調査」では、豊島区・墨田区の小学5年生の5.1%、中学2年生の6.5%、豊島区・墨田区・中野区の16から17歳の7.2%が困窮層で、周辺層と合わせて約2割の子どもたちが生活困難層でした。
- ひとり親世帯の方がふたり親世帯に比べて生活困難度が高い傾向が見られました。

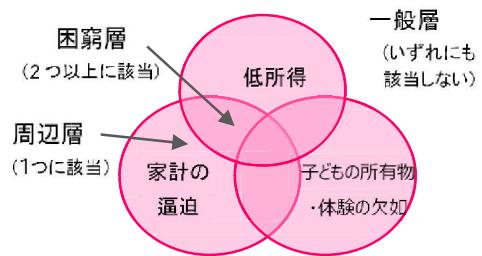


※東京都の「子供の生活実態調査」では、子どもの「生活困難」を以下の3つの要素に基づいて分類

- ①低所得:等価世帯所得が厚生労働省「平成27年国民生活基礎調査」から算出される基準(135.3万円)未満の世帯
 - ②家計の逼迫:公共料金や家賃の滞納、食料・衣類を買えなかった経験など7項目のうち、1つ以上該当
 - ③子どもの体験や所有物の欠如
- ：子どもの体験や所有物などの15項目のうち、経済的な理由で欠如している項目が3つ以上

◆生活困難層の定義

生活困難層	困窮層+周辺層
困窮層	2つ以上の要素に該当
周辺層	いずれか1つの要素に該当
一般層	いずれの要素にも該当しない



2 児童扶養手当受給者の推移

- 児童扶養手当の受給者は、平成26年度以降減少しています。



出典：子育て支援課作成資料

20 mm

3 就学援助受給者数の推移

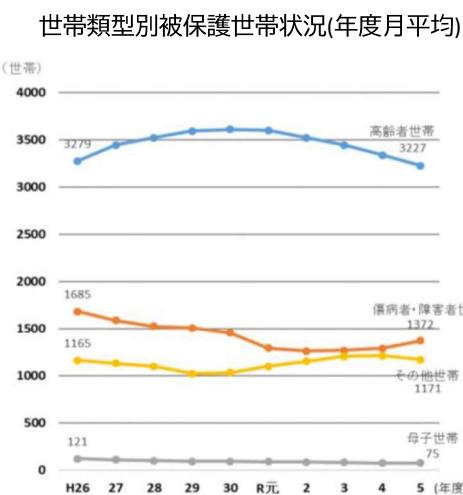
- 就学援助の受給者数について、小学生、中学生ともに減少傾向で推移しています。



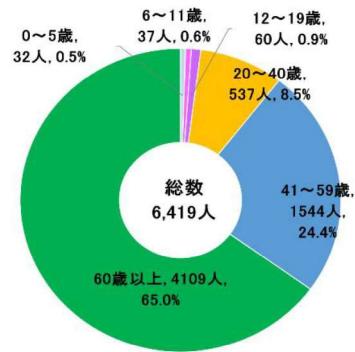
③ 就学援助受給者数の推移

20 mm

- 世帯類型別の被保護世帯の状況は、高齢者世帯の割合が一貫して高く、傷病者・障害者世帯、その他世帯が続く傾向となっています。母子世帯は平成26年度からほぼ横ばいの状況が続いている。
- 年齢別の被保護人員の構成では、60歳以上が65.0%と最も多く、次いで41～59歳が24.5%と、年齢区分の高い順に被保護人員の割合も高くなっています。



年齢別被保護人員構成(R5年7月31日現在)



出典：豊島区の社会福祉